職員の給与の男女の差異を公表しない理由について

令　和　７　年　５　月　２２　日
佐久市・北佐久郡環境施設組合長

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第６条第１項の規定により公表することとされている「職員の給与の男女の差異」を佐久市・北佐久郡環境施設組合において公表しない理由を、下記のとおり公表します。

記

情報公表の対象者が少ないことにより特定の職員の給与が推測し得ると判断したため。